破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２７年（フ）第２８号

大分県国東市国東町富来浦1757番地の１
破産者　株式会社味萬
１　破産債権の届出期間　平成28年５月31日まで
２　一般調査期日　平成28年６月29日午後１時10分
平成28年５月６日
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２７年（フ）第５４号

愛媛県松山市松末２丁目16番24号　ジョイフルプラザ松末701号
破産者　早瀬　郁代
１　破産債権の届出期間　平成28年６月16日まで
２　一般調査期日　平成28年７月１日午前11時
平成28年４月28日
松山地方裁判所宇和島支部

特別清算開始

平成２８年（ヒ）第１００４号

福岡市中央区荒戸２丁目３番37号朝日プラザ西公園105
清算株式会社　株式会社企画室ＬＥＣＳ
代表清算人　永田　一志
１　決定年月日　平成28年４月28日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
福岡地方裁判所第４民事部

特別清算終結

平成２５年（ヒ）第２０７９号

東京都港区六本木３丁目17番12―504号
清算株式会社　株式会社メンテナンス
１　決定年月日　平成28年５月２日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

特別清算協定認可

平成２７年（ヒ）第１００３号

広島県廿日市市四季が丘６丁目15番
清算株式会社　株式会社スーパーふじおか
代表清算人　藤岡　芳郎
１　決定年月日　平成28年５月２日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　清算株式会社は、別紙債権者一覧表（以下「一覧表」という。）記載の各協定債権者に対し、本日現在、一覧表記載の債務を負っていることを確認する。
２　一覧表記載の各協定債権者は、清算株式会社に対し、本協定の認可の決定が確定した日にその債務を全額免除する。
３　第２項の債務免除後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、一覧表記載の番号１から６の各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を当該各協定債権額（元金）の割合に応じて弁済する。この場合においては、上記各協定債権者が第２項の規定により行った債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
（別紙省略）
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（ヒ）第１号

大分県中津市大字永添2765番地の27
清算株式会社　株式会社トップハウジング
代表清算人　狩生　孝治
１　決定年月日　平成28年５月２日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　清算株式会社は、協定債権者株式会社トップホームに対し、本協定の認可の確定した日から１か月以内に、金25万2051円を弁済する。
２　協定債権者株式会社トップホームは、前項の金員の弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、協定債権の総額から弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
大分地方裁判所中津支部

再生手続開始

平成２８年（再）第１号

東京都調布市仙川町１丁目31番地９
再生債務者　粟林　　稔
１　決定年月日時　平成28年４月28日午後２時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成28年６月９日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成28年７月14日から平成28年７月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（再）第２号

福岡県遠賀郡岡垣町高陽台３丁目２番23号
再生債務者　森山　浩二
１　決定年月日時　平成28年４月28日午後２時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成28年６月９日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成28年７月14日から平成28年７月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２７年（再）第１号

鹿児島県姶良市加治木町小山田5973番地
再生債務者　大英建設株式会社
１　決議に付する計画案　平成28年３月18日付け再生債務者提出の再生計画案
２　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
３　債権者集会
⑴　期日　平成28年６月７日午前11時30分
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
４　書面投票期間　平成28年５月30日まで
５　議決権不統一行使の通知期限　平成28年５月30日
平成28年４月28日
鹿児島地方裁判所民事第３部

再生計画認可

平成２７年（再）第４号

岐阜市茜部大川１丁目103番地
再生債務者　デーブレィーク株式会社
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成28年５月２日　　岐阜地方裁判所民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２８年（再イ）第７８号

札幌市白石区本郷通７丁目北２番１―304号
再生債務者　坂下　隆洋
１　決定年月日時　平成28年５月２日午前11時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成28年５月23日まで
４　一般異議申述期間　平成28年６月６日から平成28年６月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（再イ）第８号

兵庫県伊丹市西野２丁目203番地
再生債務者　下石坂武春
１　決定年月日時　平成28年５月２日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成28年５月23日まで
４　一般異議申述期間　平成28年６月６日から平成28年６月13日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２７年（再イ）第３号

兵庫県篠山市住吉台５番地49
再生債務者　下地　あや
１　決定年月日時　平成28年４月28日午後４時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成28年５月26日まで
４　一般異議申述期間　平成28年６月２日から平成28年６月16日まで
神戸地方裁判所柏原支部

平成２８年（再イ）第２号

鹿児島県肝属郡東串良町池之原2637番地11
再生債務者　北　　幸二
１　決定年月日時　平成28年４月28日午後４時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成28年５月26日まで
４　一般異議申述期間　平成28年６月９日から平成28年６月23日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部再生係